

## 「Sub スクリーン」重要事項説明

### 4K 液晶ディスプレイ「ブラビア」(テレビチューナー非搭載)リースサービス

4K 液晶ディスプレイ「ブラビア」(テレビチューナー非搭載)のリースサービス（以下、本サービス）をご利用いただく際に重要となる内容についてご説明いたします。全ての内容をご確認・ご理解いただいた上でお申し込みください。また、詳細について「定額機器リース利用規約」の内容もご確認、ご同意いただくものとします。

#### 1. ご契約条件（全ての条件を満たしていただく必要があります）

- 多チャンネルサービスを有料加入されていること。また、弊社指定機種 of STB をお使いであること。
- ご契約中の STB 契約台数までのお申し込みであること。
- クレジットカードで料金をお支払いいただくこと。（現在ティーズ料金を口座振替されている場合は変更が必要）
- 弊社サービスのご利用料金を滞納していないこと。（現在ティーズサービスご利用中の場合）
- ご契約者様が 20 歳以上であること。
- 持ち家にお住まいであること。（戸建借家、賃貸集合住宅ではお申込みいただけません）

#### 2. 取扱商品について

4K 液晶ディスプレイ「ブラビア」(テレビチューナー非搭載)			
型番	FW-43BZ30J/CT	FW-55BZ40H/CT	FW-65BZ40H/CT
ディスプレイサイズ	43 型	55 型	65 型
月額料金（税込）	2,420 円	3,080 円	3,630 円
その他費用	設置費用：無料 / リース満了後の買取費用・回収費用：無料		
備考	60 ヶ月未満了で返却・買い取りをされる場合には、お支払回数に応じた解約清算金が発生します。		

- 消費税率が変更された際には、上記月額料金も変動します。あらかじめご了承ください。
- 本商品はテレビチューナー非搭載です。直接アンテナ線をつないでテレビを視聴することはできず、STB と接続することでテレビを視聴できます。また、本サービス契約中は、弊社の STB を解約・休止することはできません。

#### 3. ご契約にあたっての注意事項

- 本商品は付属品による設置のみとし、壁掛け等はできません。なお、テレビ台の準備はお客様にてお願いします。※本体寸法などは裏面にてご確認ください。
- お申込みから納品までは約 1 ヶ月程度ですが、在庫状況等によりさらにお時間がかかる場合がございます。なお、商品の設置日以降はサイズの変更やキャンセルは一切お受付できませんのでご注意ください。
- 4K 放送視聴のために、宅内のテレビ配線等の改修工事が必要となった場合は別途有償となります。また、お住まいによっては 4K 放送の受信ができない場合もございます。

#### 4. ご利用中のテレビのリサイクル処分について

- 現在ご利用中のテレビの処分をご希望の場合、以下の手段でご手配ください。（リサイクル料金等が発生します）
  - [1] お客様にて家電販売店へ処分を依頼する。（基本）
  - [2] お客様にてメーカー指定引き取り場所へ持ち込む。この場合、事前に郵便局での家電リサイクル券のご記入とリサイクル料金のお支払が必要です。（詳細は裏面をご参照ください）
  - [3] 当社にてエディオンへ収集・運搬・リサイクル処分を依頼する。この場合、対応エリアや引き取りの日程、各種費用等はエディオンからの連絡により直接ご確認ください。（詳細は裏面をご参照ください）

#### 5. リース契約の内容について

- 本サービスは 5 年のリース契約となります。設置した月の翌月から 5 年間の利用期間となります。

利用期間	5 年	取扱物件	新品のみ
保証	5 年（メーカー保証+動産総合保険）	中途解約	解約清算金※のお支払が必要

※中途解約の詳細は「7. 中途解約について」をご参照ください。

- 動産総合保険の対象となるのは、破損・火災・落雷・風災・水災・盗難による故障・滅失の場合です。なお、保険金額以上の故障が発生した場合は、修理は行わずにリース契約を終了として、ご負担なく新たなリース契約を締結することができます。
- 動産保険対象外の損害（故意または重大な過失、地震、噴火、津波による損害、詐欺・横領等）については、お客様負担での修理となります。あらかじめご了解ください。
- リース満了や中途解約で本商品を買取りされた場合、動産保険は適用されなくなります。なお、中途解約の場合、メーカー保証は設置から 60 か月間は付加されます。
- リモコン故障については、最初の 1 回のみメーカーによる無償対応が可能です。

#### 6. 満了時の対応について

- ご利用期間の 5 年満了後は、以下の 3 つから取り扱いを選択できます。
  - [1] 新機種に交換：現リース品を返却いただき、新機種へのお申込みをしていただきます。（設置・撤去無料）
  - [2] 買い取り：お客様による買い取りの扱い（手数料等無料）として、継続してお使いいただけます。
  - [3] 返却：返却の場合は無料で撤去いたします。返却後のテレビの設置はお客様にてお願いします。
- ご契約満了前に、上記のいずれを選択されるか確認させていただきます。その際に万が一確認が取れない場合は、[2]買い取りを選択されたものとして処理をさせていただきます。

#### 7. 中途解約について

- リース契約を中途解約し、リース品を買取りもしくは返却される場合、利用料の引き落とし回数に応じた解約清算金をお支払いいただきます。解約清算金は「定額機器リース利用規約」をご参照ください。
- 中途解約後のリース品の取扱いは、以下の 3 つから選択できます。
  - [1] 新機種に交換：解約清算金をお支払のうえ現リース品を返却いただき、新機種へのお申込みをしていただきます。（設置・撤去無料）
  - [2] 買い取り：解約清算金をお支払いいただくことで、買い取りとして契約を終了させていただきます。
  - [3] 返却：解約清算金をお支払いいただき、リース品を無料で撤去し契約を終了させていただきます。
- 弊社多チャンネルサービスを解約された場合は、いかなる理由であったとしても、本項に定める中途解約として処理をさせていただきます。

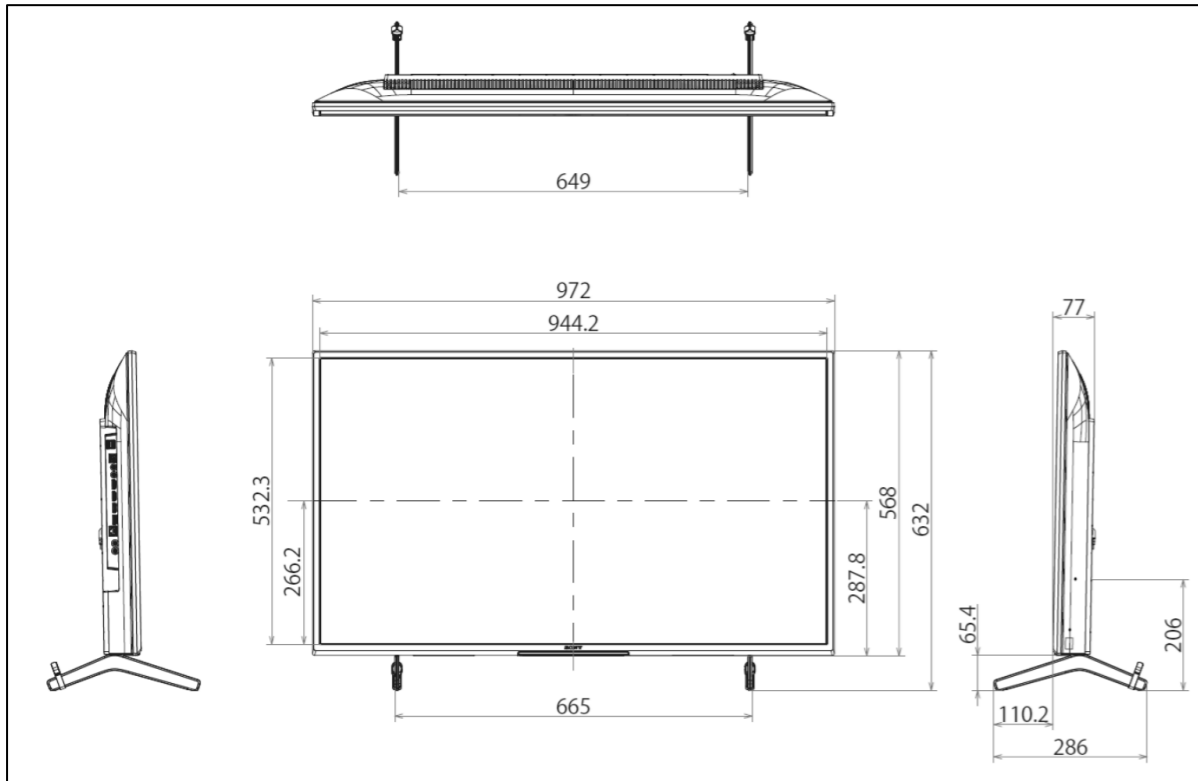
#### 8. お問い合わせ先

- 4K 液晶ディスプレイが破損・故障した場合、ご利用料金等に関する連絡先  
豊橋ケーブルネットワーク（株）  
電話番号：0120-816-142 受付時間：9：30～17：30
- 4K 液晶ディスプレイの操作方法などに関するお問い合わせ先  
ブラビア CT モデル専用サポートデスク  
電話番号：0120-306-699（または 050-3754-9587） 受付時間：平日 10：00～18：00

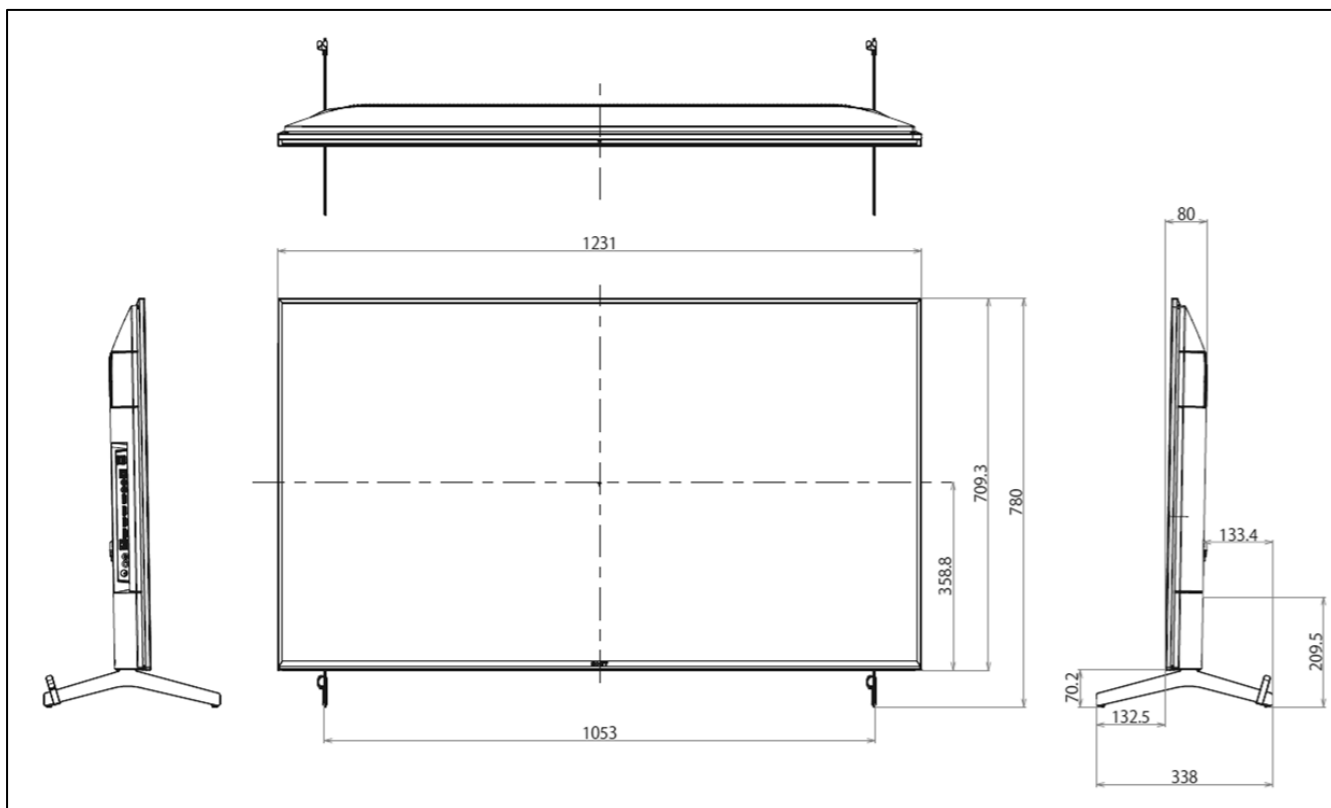
【ご注意】商品到着後にキャンセルや機種の変更はできません。テレビ台はお客様にて用意していただく必要がありますので、必ず事前に商品の寸法をご確認ください。

本体寸法図 (単位=mm)

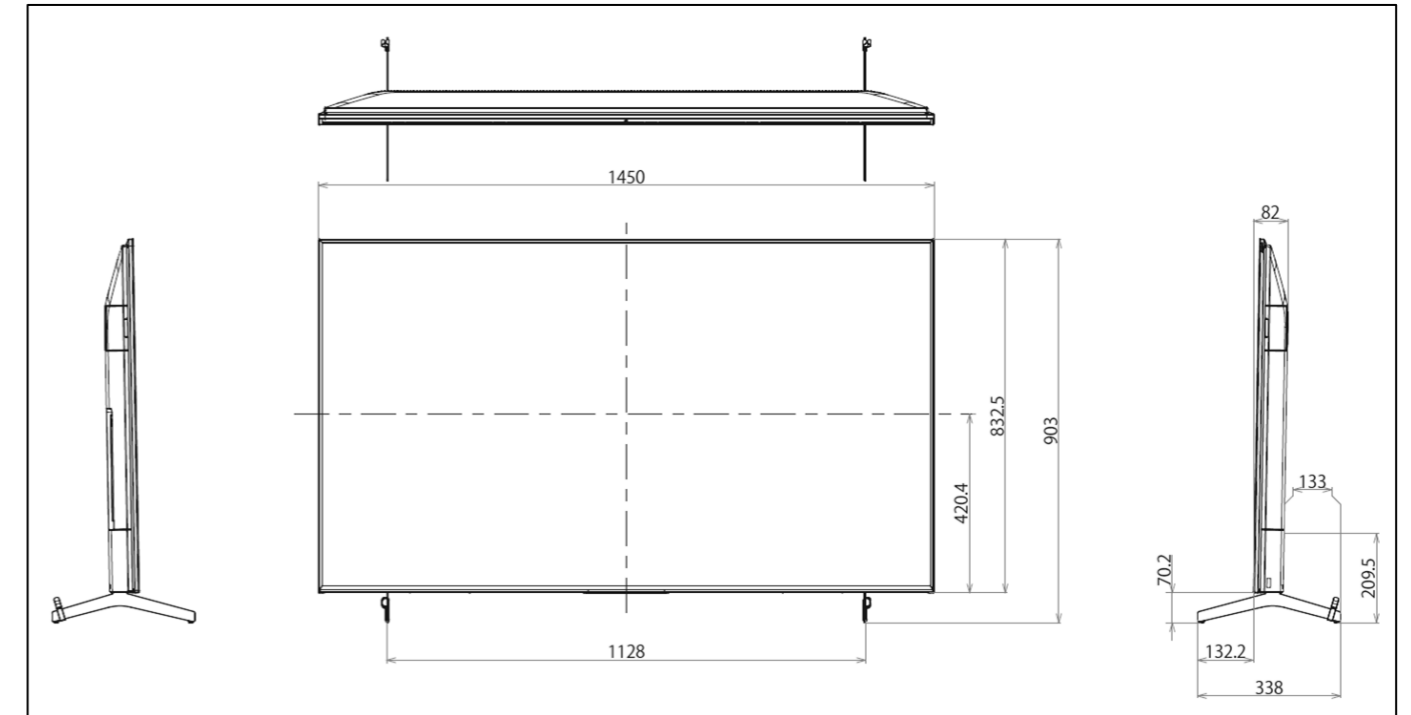
43型 FW-43BZ30J/CT



55型 FW-55BZ40H/CT



65型 FW-65BZ40H/CT



【ご利用中のテレビのリサイクル処分について (補足)】

テレビのリサイクル料金 (税込) の目安 ※サイズ・メーカーにより金額が異なります

<ブラウン管 TV : 1,320 円~3,700 円> <液晶・プラズマ : 1,870 円~3,700 円>

◆メーカー指定引き取り場所へ持ち込む場合

近隣のメーカー指定引き取り場所は以下の2箇所です。

※お使いのテレビの型番やサイズを確認のうえ郵便局でリサイクル料金を支払い、メーカー指定引取場所へ持ち込んでください。(リサイクル料金の支払いには、別途払込手数料がかかります)

岡山県貨物運送(株) 豊川営業所  
所在地 豊川市篠田町市道 10  
電話 0533-93-6535  
営業日 お電話にて確認してください。

日通東愛知運輸(株)本社営業所  
所在地 豊川市牛久保町城下 85 番地 1  
電話 0533-85-7890  
営業日 HP やお電話で確認してください。

◆エディオンへ収集・運搬・リサイクル処分を依頼される場合【申込書にメーカー・型番等をご記入ください】

収集・運搬費の目安 (税込)  
テレビ 32 インチ以下 . . . 3,300 円 (+リサイクル料金)  
テレビ 33 インチ以上 . . . 3,850 円 (+リサイクル料金)  
※費用はあくまで目安です。正確な金額はエディオンへ直接ご確認ください。

※弊社にご依頼いただいた場合、ディスプレイの設置完了後にエディオン豊橋店へ依頼させていただきます。お客様のご連絡先等の情報を開示することにご同意ください。なお、上記料金はエディオンによる回収時に現金で精算していただきます。

## 定額機器リース利用規約

豊橋ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、定額機器リース利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これにより定額機器リースサービス「Sub スクリーン」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

### 第1条（規約の適用）

当社は、本規約に基づき本サービスを提供します。なお、当社が別に定める約款と本規約との内容が異なる場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

### 第2条（提供条件）

本サービスの提供は、当社の提供する放送サービスに加入し、別表Aの「提供条件」を満たされた方を対象に、定額にて機器(以下、「物件」)をリース契約で引き渡します。

2．前項で定めるサービスの契約の解除があった場合には、本サービスの加入契約は終了するものとします。なお、解約に伴う対応については、第19条の規定によるものとします。

### 第3条（契約の成立）

本サービスの利用希望者（以下「申込者」といいます）が、当社が指定する方法により利用申し込みを行い、当社がその利用申し込みを承諾したときに、当社と申込者との間で、サービスの提供に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。

2．本規約は、当社と本契約を締結した本サービスの申込者（以下「利用者」といいます）との間の、本サービスの利用に係る一切の關係に適用されます。

3．当社は、第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、利用申し込みを承諾しないことがあります。

- （1）申込者がサービス料金の支払いを怠る恐れがある場合。
- （2）本サービスの提供が技術的に困難と思われる場合。
- （3）申込者が、過去、本サービス以外の当社サービスにおいて、利用規約に違反したことがある場合。
- （4）本サービスの申込者が未成年の場合。
- （5）本サービスの申込者が別表Aに定める本サービスの申込条件に適合しない場合。
- （6）申込者が暴力団、暴力団関連企業、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」）に属すると判明した場合。
- （7）申込者からの利用申込み時点での機器等の在庫状況により、利用申込みを承諾できない場合。
- （8）その他、サービスを行う上で当社の業務遂行上、著しく支障がある場合。

### 第4条（利用期間）

利用者は、本サービスの機器を設置した日の属する月の翌月を利用開始月として起算します。

2．利用期間は、別表Aに規定する期間とし、利用期間満了をもって本契約は終了するものとします。

3．利用期間満了時は、利用者は当社の定める所定の手続により本契約満了の申出を行うものとします。

4．本サービスの利用者は、利用期間満了をもって本契約が終了になる場合、次の中から選択する事ができます

- （1）物件を買取する。（買取）
- （2）物件の返却を行い、新しい物件で定額機器リース利用契約を締結する。（新機種への交換）
- （3）物件を返却する。（返却）
- 5．利用期間満了時に、利用者が当社による事前の通知を受けても第3項の申出を行わなかった場合、当社は第4項（1）に定める買取を選択したものととして取り扱います。

### 第5条（申込内容の変更）

利用者は、第3条（契約の成立）の申込内容に変更が生じたときは、当社所定の方法により直ちに当社に届出するものとします。

2．第4条（利用期間）に定める利用期間中に契約物件の変更を行うことはできません。ただし、途中解約を行い、新たに契約を締結する場合は、この限りではありません。

### 第6条（利用者の義務）

利用者は、次に定める事項を遵守するものとします。

- （1）本サービスの利用・使用に際しては、付属の取扱説明書を遵守すること。
- （2）本サービスの利用・使用上の注意事項を遵守して維持管理すること。
- （3）本サービスの利用・使用に際しては、必要な電源および電気などに係る費用は負担すること。
- （4）本サービスに使用する機器を変更、分解、損壊、又は第三者に対する譲渡・転貸・担保設定その他一切の処分をしないこと。

### 第7条（物件の設置および引き渡しなど）

当社は、物件を当社が指定する者（以下「指定業者」と言います。）によって利用者の指定する場所に物件を設置するものとします。なお、物件に含まれる付属品以外を使用した設置（壁掛け等）は一切行うことはできません。

2．物件の引き渡しは、利用者の指定する場所への設置をもって完了したものとします。

### 第8条（保証）

当社は、指定業者による引渡し時において、物件をその目的に従った利用をした場合に正常に機能することのみを保証します。

### 第9条（月額利用料金）

本サービスの月額利用料金は、別表Aに定めるところによります。

2．利用者が支払う本サービスの月額利用料金は、第4条に定める利用開始月から発生し、以降、月単位で発生するものとします。

### 第10条（料金の支払い義務）

利用者は、第4・7・9・16・17・19・21条等の規定に基づいて別表AおよびBに定める料金の支払いを要します。

### 第11条（支払い方法）

当社は、前項の料金請求にあたっては、当社が定める期日に当社の他サービス利用料と合算で、原則として当社へ登録しているクレジットカードから請求することとします。

### 第12条（消費税）

利用者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税および地方消費税（あわせて、以下「消費税等」という）は、契約者の負担とします。申込書記載の消費税等額はこの契約成立時の税率により計算したものであり、消費税等額が増額された場合には、契約者は、当社の請求により、直ちにその増額分を当社に支払うものとします。

### 第13条（延滞処理）

利用者は、料金の支払について指定の支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日より支払日まで、年利14.5%の割合による延滞金を当社に支払うものとします。

### 第14条（免責事項）

当社は利用料等の支払拒絶、又は損害賠償の請求には応じません。

2．利用者は第1条に定めるサービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、利用者は自己の責任と費用負担において、第三者に生じた損害または損失及びこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じるものないようとするものとします。

3．利用者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社及び提携事業者に損害を与えた場合、当社および提携事業者は、当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

### 第15条（名義変更）

利用者は、当社の事前の承諾を得ない限り、本契約に係る名義変更（本契約上の利用者の地位を第三者に譲渡することをいい、以下同様とします）を行うことができません。

2．利用者が前項の規定に基づき名義変更を行う場合は、名義変更前の利用者が本契約上有していた一切の権利及び義務（名義変更前に発生した料金の支払義務を含みます）を承継するものとします。

3．名義変更の際、工事又は調整が必要な場合は新利用者がその実費を負担するものとします。

### 第16条（修理・交換）

利用者は、物件に故障、毀損などが生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2．当社は、利用者が物件本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、利用者の責任ではない故障、毀損などが生じた場合に限り、当社負担で物件の修理もしくは交換を行います。

3．利用者の責任により物件の故障、毀損などが生じた場合、その修理もしくは交換の費用については利用者の実費負担とします。なお、故障状態によっては、表Bに定める解約清算金をお支払いいた

だいた上で契約を途中解約いただき、新たに契約をしていただくことがあります。

4．修理もしくは交換を行う際、物件に記録されている設定情報などは保証の対象外となります。

5．物件の修理は、メーカーの保証に基づき、メーカーおよびリース会社が指定する修理業者に依頼をします。メーカー保証期間は、物件の利用期間となります。

6．解約により 利用者が買取を行った物件に関しては、メーカー保証に基づき、利用者が直接メーカーと修理に関する調整を行うものとします。

7．前項の規定に関わらず、買取を行っていない物件であっても、利用者は直接メーカーと修理に関する調整を行うことがあります。

### 第17条（物件の滅失、破損、盗難等）

本物件は、リース会社からの転貸物件となり、リース会社がリース動産総合保険を付保しています。

2．利用者は、物件の引渡から物件の返却までに生じた物件の盗難、毀損、滅失（以下「滅失等」という）については、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

3．この場合の損害賠償金は利用者の負担とし、利用者は当社に対して別表Bに定める解約清算金または修理代を損害賠償として支払います。ただし、当社が当該滅失等に基づいてリース会社が付保しているリース動産総合保険の保険金を受け取った場合は、その保険金を限度として利用者の支払を免除します。

4．利用者が虚偽の申告または不正な手段（以下「不正行為」と総称します。）により保証修理の依頼を行った場合、当社は当該利用者に通知することにより、本契約を解約できるものとします。なお、当社が保証修理を行った後に不正行為が判明した場合も同様とし、当社は当該不正行為のあった日に遡り契約を解約できるものとします。この場合、当社は利用者に対し、別表Bに定める解約清算金と、賠償にかかった費用相当分を請求するものとします。

5．利用者が買取を行った物件は、リース会社が付保していたリース動産総合保険の適用外となります。

6．リース動産総合保険は物件の利用期間が適用期間となります。

### 第18条（サービスの利用一時休止）

本サービスの利用一時休止はできないものとします。また、本サービスの契約中は、ケーブルテレビサービスの休止もできないものとします。

### 第19条（サービス利用の解約等）

本サービスの利用者は、第4条で定める利用期間内でも当社の定める所定の手続により本契約を中途解約できるものとします。

2．前項の中途解約の申出があった場合、本契約は、利用者が当社の定める所定の手続により本契約中途解約の申出を行い、当社がこれを受け付けた日の属する月(以下、本条で「解約月」といいます)に本契約は終了するものとします。

3．本契約を中途解約により終了する場合、月額利用料金は解約月まで発生し、解約翌月に解約清算金を当社に支払うものとします。

4. 本サービスの利用者は、利用期間内に本サービスを解約する場合、次の中から選択する事ができます。

- (1) 別表Bに定める解約清算金をお支払いいただき、物件を買取る。(買取)
- (2) 別表Bに定める解約清算金をお支払いいただいて返却を行い、新しい物件で定額機器リース利用契約を締結する。(新機種への交換)
- (3) 別表Bに定める解約清算金をお支払いいただいて返却する。(返却)

#### 第20条 (当社が行う契約の解除等)

当社は、利用者に次の各号の一に定める事由が生じたときは、利用者に対する催告手続きを行うことなく、本契約を解除することができるものとします。この場合において 利用者は、第19条4項(3)の規定に基づき当社に物件を返却するものとします。なお、この場合において当社は、利用料の返還は行わないものとします。

- (1) 本規約に定める各条項に違反した場合。
- (2) 本契約の申込みにあたって、当社所定の申込書面等に事実と反する記載を行ったことが判明した場合。
- (3) 支払停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき、その他利用者の信用状態に重大な変化が生じ、本契約の継続が困難と判断される場合。
- (4) 利用者が反社会的勢力に属すると判明した場合、及び加入者が自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為をした場合。
- (5) 前各号に類する事由が生じた場合。

2. 利用者に前項各号に定める事由が生じたときは、利用者は何らの通知催告を要することなく当社に負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、当該債務の一切を一括で履行するものとします。

#### 第21条 (物件の返却等)

利用者は、本サービスの解約等で物件を返却する場合、物件を原状回復したうえで、30日以内に事象発生時に当社が案内する方法で返却するものとします。原状回復できない場合、利用者は直ちにその旨を当社に通知するものとします。なお、原状回復が必要な場合は、通常損耗の範囲を超えると当社が判断した故障や傷等もしくはケーブルなどの付属品が欠品していることを指します。

2. 前項に基づく物件の返却については、当社が別に定める場合を除き、利用者の費用と責任で行うものとします。また、当社は、利用者が物件の返却の際、同梱した私物品等を当社の方針に則り、処分できるものとします。

3. 第1項で定める返却期限を経過後もなお物件の返却がなされない場合、当社は、利用者に対して別表Bに定める解約清算金を請求できるものとします。

4. 利用者から当社に返却された物件については、いかなる理由があっても当社は利用者に戻さないものとします。また、利用者から当社に返却された物件の設定情報等については、当社は保証及び責任を負いません。

#### 第22条 (個人情報の取扱い)

当社は、保有する契約者個人情報については、別に定める「個人情報保護に対する基本方針」に基づき適正に取り扱うものとします。

#### 第23条 (規約の変更)

当社は本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

#### 第24条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項が発生した場合には双方誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

#### 第25条 (提供するサービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本約款第1条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する月をもって加入契約は終了するものとし、この月を本サービスの利用終了月と定めるものとします。

2. 当社は、前項の場合には、利用者に対し本サービスを廃止する月の3ヶ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

3. 当社は、都合により別表Aに定めるサービス品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、利用者は別のサービス品目へ変更を請求することができるものとします。請求を行わなかった利用者に関しては、当該サービス品目を廃止する月をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。

#### 附則

- (1) 本規約は、2021年4月1日より施行します。  
2023年3月1日改定

#### 別表A

- 4K液晶ディスプレイ「ブラビア」(テレビチューナ非搭載)
  - ①43V型(FW-43BZ30J/CT)
  - ②55V型(FW-55BZ40H/CT)
  - ③65V型(FW-65BZ40H/CT)

#### (1) 提供条件

- ①当社の放送サービスのうち多チャンネルサービスを有料契約している方。
- ②当社が指定する機種のSTBを利用されている方。
- ③契約台数は、STBの契約台数を上限とする。
- ④当社放送サービスの利用料をクレジットカードでお支払いしている方。
- ⑤持ち家に住居されている方。
- ⑥当社サービスの利用料を滞納されていない方。

#### (2) 利用期間

利用開始月から起算して5年間とする。

#### (3) 料金表

サービス品目	金額(税込)
1. 月額利用料	
①43V型(FW-43BZ30J/CT)	2,420円/1台
②55V型(FW-55BZ40H/CT)	3,080円/1台
③65V型(FW-65BZ40H/CT)	3,630円/1台
2. 設置工事費	無料
3. 名義変更手数料(買取費用)	無料
4. 撤去費(返却時/交換時)	無料

## &lt;解約清算金&gt;

43 型 【FW-43BZ30J/CT】				55 型 【FW-55BZ40H/CT】				65 型 【FW-65BZ40H/CT】			
支払回数	解約清算金 (買取り/ 返却時)	支払回数	解約清算金 (買取り/ 返却時)	支払回数	解約清算金 (買取り/ 返却時)	支払回数	解約清算金 (買取り/ 返却時)	支払回数	解約清算金 (買取り/ 返却時)	支払回数	解約清算金 (買取り/ 返却時)
1	142,780 円	31	70,180 円	1	181,720 円	31	89,320 円	1	214,170 円	31	105,270 円
2	140,360 円	32	67,760 円	2	178,640 円	32	86,240 円	2	210,540 円	32	101,640 円
3	137,940 円	33	65,340 円	3	175,560 円	33	83,160 円	3	206,910 円	33	98,010 円
4	135,520 円	34	62,920 円	4	172,480 円	34	80,080 円	4	203,280 円	34	94,380 円
5	133,100 円	35	60,500 円	5	169,400 円	35	77,000 円	5	199,650 円	35	90,750 円
6	130,680 円	36	58,080 円	6	166,320 円	36	73,920 円	6	196,020 円	36	87,120 円
7	128,260 円	37	55,660 円	7	163,240 円	37	70,840 円	7	192,390 円	37	83,490 円
8	125,840 円	38	53,240 円	8	160,160 円	38	67,760 円	8	188,760 円	38	79,860 円
9	123,420 円	39	50,820 円	9	157,080 円	39	64,680 円	9	185,130 円	39	76,230 円
10	121,000 円	40	48,400 円	10	154,000 円	40	61,600 円	10	181,500 円	40	72,600 円
11	118,580 円	41	45,980 円	11	150,920 円	41	58,520 円	11	177,870 円	41	68,970 円
12	116,160 円	42	43,560 円	12	147,840 円	42	55,440 円	12	174,240 円	42	65,340 円
13	113,740 円	43	41,140 円	13	144,760 円	43	52,360 円	13	170,610 円	43	61,710 円
14	111,320 円	44	38,720 円	14	141,680 円	44	49,280 円	14	166,980 円	44	58,080 円
15	108,900 円	45	36,300 円	15	138,600 円	45	46,200 円	15	163,350 円	45	54,450 円
16	106,480 円	46	33,880 円	16	135,520 円	46	43,120 円	16	159,720 円	46	50,820 円
17	104,060 円	47	31,460 円	17	132,440 円	47	40,040 円	17	156,090 円	47	47,190 円
18	101,640 円	48	29,040 円	18	129,360 円	48	36,960 円	18	152,460 円	48	43,560 円
19	99,220 円	49	26,620 円	19	126,280 円	49	33,880 円	19	148,830 円	49	39,930 円
20	96,800 円	50	24,200 円	20	123,200 円	50	30,800 円	20	145,200 円	50	36,300 円
21	94,380 円	51	21,780 円	21	120,120 円	51	27,720 円	21	141,570 円	51	32,670 円
22	91,960 円	52	19,360 円	22	117,040 円	52	24,640 円	22	137,940 円	52	29,040 円
23	89,540 円	53	16,940 円	23	113,960 円	53	21,560 円	23	134,310 円	53	25,410 円
24	87,120 円	54	14,520 円	24	110,880 円	54	18,480 円	24	130,680 円	54	21,780 円
25	84,700 円	55	12,100 円	25	107,800 円	55	15,400 円	25	127,050 円	55	18,150 円
26	82,280 円	56	9,680 円	26	104,720 円	56	12,320 円	26	123,420 円	56	14,520 円
27	79,860 円	57	7,260 円	27	101,640 円	57	9,240 円	27	119,790 円	57	10,890 円
28	77,440 円	58	4,840 円	28	98,560 円	58	6,160 円	28	116,160 円	58	7,260 円
29	75,020 円	59	2,420 円	29	95,480 円	59	3,080 円	29	112,530 円	59	3,630 円
30	72,600 円	60	0 円	30	92,400 円	60	0 円	30	108,900 円	60	0 円

※買取の場合と返却の場合で解約清算金の差はありません。

## 特定商取引法に基づく表示

販 売 事 業 者	豊橋ケーブルネットワーク株式会社 〒440-8527 愛知県豊橋市小畷町 596 番地 0120-816-142
代 表 者	代表取締役社長 山本 鉄秀
ご 注 文 方 法	当社指定の申込書による受付が必要です。
リ ー ス 契 約 の 提 供 条 件	①当社の放送サービスのうち多チャンネルサービスを有料契約している方。 ②当社が指定する機種 of STB を利用されている方。 ③契約台数は、STB の契約台数を上限とする。 ④当社放送サービスの利用料をクレジットカードでお支払いしている方。 ⑤持ち家に住居されている方。 ⑥当社サービスの利用料を滞納されていない方。また過去に滞納履歴の無い方。
お 支 払 方 法	「多チャンネル」サービスの月額利用料に合算してご請求します。
お 支 払 期 限	「多チャンネル」サービスの月額利用料と同じ支払時期です。なお、料金の引き落としは、ご契約者様ご利用のクレジットカード会社の利用規約に準じます。
提 供 価 格	43 型：月額 2,420 円（税込） 55 型：3,080 円（税込） 65 型：3,630 円（税込） ※詳しくは「定額機器リース利用規約」に記載しています。
商 品 代 金 以 外 に 必 要 な 料 金	詳細は「定額機器リース利用規約」をご覧ください。
引 渡 時 期	①在庫のある商品は特に指定のある場合を除き、サービスのお申込みを行った日から約 1 ヶ月程度でのお届けになります。なお、交通事情や天候等の理由により配達が遅れる場合があります。また、年末年始や大型連休のため発送が遅れることがあります。 ②お申込みいただいた商品は、当社指定業者がお届けいたします。
権 利 の 移 転 時 期	①本サービスは「定額機器リース利用規約」に基づくものとし、物件の所有権は豊橋ケーブルネットワーク株式会社にあります。 ②契約満了および中途解約時に買取していただくことで、所有権をご契約者様へ譲渡できます。
禁 止 事 項	転売は禁止いたします。転売が発覚した場合、滅失、紛失、盗難、物件未返却時の解約清算金における買取金相当の金額を請求させていただきます。
台 数 制 限	「多チャンネル」サービスでご契約いただいている STB の台数を上限とします。
解 約 ・ 返 品 キ ャ ン セ ル に つ い て	①キャンセルの扱いについては以下の通りです。 1. 商品設置前：無料で承ります。 2. 商品設置後：キャンセルはお受けできません。 ②初期不良による返品・交換については、商品設置後 1 週間以内にご連絡ください。良品との交換対応を実施いたします。なお、この場合の交換費用のご負担は発生しません。 ③利用期間内の中途解約の場合、解約精算金を請求させていただきます。 ④ご契約者様による買取後の返品・キャンセルはお受付できません。 ※詳細は「定額機器リース利用規約」をご確認ください。